

## 直方市セーフティネット4号・5号・危機関連保証の認定について

セーフティネット等のスムーズな認定を行うべく、下記の通りご案内します。

### 1. 押印の廃止について

これまで、本市のセーフティネット等の認定については、事業者の押印を必須としておりましたが、**申請者名を自署した場合の押印**を廃止致します。(従来通り、記名・押印しても可)

ただし、**代理申請の委任状**については、**委任者(事業者)の記名・押印を必須**とし、受任者(金融機関等)の押印は不要とさせていただきます。

### 2. セーフティネット等認定用のツールを展開いたします。

申請にあたり、別添「セーフティネット減少率確認表.xlsx」へ認定申請書に記載の金額を入力していただきますと、認定要件を満たしているかご確認いただけます。

また、Excelシートの下欄へ申請する事業者様に記名・押印いただきますと、収支予算書・損益計算書の代わりに「売上額を証明する書類」として使用していただけます。

**セーフティネット4号 創業1年1カ月以上**

**最近1カ月の減少率**

A: 申込時点における最近1カ月間売上高等  
 B: Aの期間に対応する前年の1カ月間の売上高等  
 C: Aの期間後2カ月の見込み売上高等  
 D: Cの期間に対応する前年の2カ月間の見込み売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100 = 40 \%$$

(単位: 円) 5割未満20%以上

---

**合計3カ月の売上額および見込み売上額**

$$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100 = 0 \%$$

(単位: 円) 5割未満20%以上  
**20%未満 認定不可!**

---

**最近1カ月の売上**

	A: 最近1カ月間の売上額	B: Aの期間に対応する前年の売上額	減少額
合計	300,000	500,000	200,000

---

**Aの期間後2カ月の売上**

	C: Aの期間後2カ月間の見込み売上額	D: Cの期間に対応する前年の2カ月間の売上額	減少額
2カ月後	150,000	100,000	
3カ月後	150,000	0	
合計	300,000	100,000	-200,000

---

年 月 日  
 上記の内容に相違ありません。

事業所名: \_\_\_\_\_  
 事業所住所: \_\_\_\_\_  
 代表者氏名: \_\_\_\_\_

注意: 自署または記名押印

←認定要件を満たさない場合、エラーが表示されます。

←認定要件を満たし、かつ、事業者の記名・押印(または自署)が確認できる場合、売り上げ額を証明する書類としてご利用いただけます。

### 3. よくある問合せ

**Q1.** 比較する直近の売上額をいつまで遡って良いか

**A1.** 事業者様の「売上額が確定している直近1ヶ月」の売上額で比較します。

例えば、申請月が4月であっても、確定している売上げが2月であれば、2月の売上額で比較します。なお、月の途中でであっても、その月の売上額が確定している場合（建設業などに多い）は、確定している月で比較可能です。

先月の売上額が確定しているが、売上げは減少していない。しかし、前々月は大幅に減少しているので、前々月で比較して良いかとのお問い合わせいただきますが、この場合は認定できません。

**Q2.** 比較する前年同月が、すでに新型コロナの影響を受けて売上げが落ちており、認定基準を満たさない。しかし、新型コロナの影響を受けていないときと比較すると、かなり減少している。認定を受けることはできないのか。

**A2.** 新型コロナの影響を受けていない、前々年度の同月で比較可能とします。

ただし、窓口にて上記内容について申告（口頭での申告可）のうえ、前々年度の同月の売上額を証明する書類の添付をお忘れないようにお願いします。

**Q3.** 比較する直近1ヶ月の売上額を、直近6ヶ月の平均額として比較し認定できる自治体があるが、直方市では認定可能か。

**Q3.** 比較する直近1ヶ月の売上額を、直近6ヶ月の平均額として認定可能です。

ただし、GOTO キャンペーン（GOTO イート、GOTO トラベル）等、各種支援策の変更に伴う影響などを受けた中小企業者のみ対象となります。

各種支援策の影響を受けたことの根拠資料の提出は必要ありませんが、当該中小企業者の業種、事業者や取引先の所在地等の事情をヒアリングのうえ、影響を受けたことが客観的に判断できる場合のみ認定できます。

なお、「直近6ヶ月」を任意の期間（直近3ヶ月など）に変更することはできません。

直近6ヶ月の平均額で認定申請する場合は、既存の各申請書を下記の通り読み替えて記載してください。

申請書の書き換え・訂正は必要ありません。

- 直近1ヶ月の売上額（A）：直近6ヶ月の平均額
- 前年同月の売上額（B）：前年同6ヶ月の平均額

**Q4.** 認定窓口は予約制ですか？

**A4.** 予約は必要ありません。平日8:30~17:00までの間にお越しください。

Q5. 事業所の所在地が確認できる書類は必須ですか？

A5. 必須です。法人は履歴事項全部証明書にて所在地を確認します。

なお、個人事業主の場合に事業所の所在地を確認できる書類として、確定申告書の収支内訳書に記載の事業所所在地にて確認します。

【電子データ等データの内容を表示しています。】

令和 02 年分所得税青色申告決算書（一般用）

住所	福岡県直方市 ●●町1-1	フリガナ 氏名	テスト太郎	④	事務所 所在地	
事業所 所在地	福岡県直方市 ××町2-1	電話番号 (住宅)0949- (事業所)0949-			氏名 (名称)	
業種名	△△業	屋号	〇〇屋	加入 団体名	電話番号	

個人事業主の場合の注意点：上記書類の事業所所在地に記載がない場合、「開業届」「事業の許認可証」などの添付が必要です。

なお、年度の途中で住所が変更になった場合は、税務署に届け出た「個人事業の開業・廃業等届出書（移転）」の写しなど、移転したことが分かる書類または現住所が確認できる書類を添付してください。また、申請者氏名が変更になった場合は、免許証の裏書の写しを添付してください。

Q6. 申請書を鉛筆書きの状態を持参して良いか。

A6. 印刷またはボールペン書きの状態でご持参ください。また、市では書類のコピーは行いません。